

## 提言-2

# 種の指定に関する問題その1 海生哺乳類等にも法の適用を

### 提言

種の指定は、関係行政機関との調整による政治的判断ではなく、専門家によって構成された「科学委員会」で検討を行い、透明なプロセスを経た科学的な判断に基づき、環境大臣によって行われるべきである。

特に海生哺乳類の多くが希少野生動物として保護を必要としている現状を踏まえ、環境省と水産庁の間でかわされた「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に関する覚書」(別紙)を破棄し、絶滅の危機にあると科学的に判断された種の保護を水産庁との協力関係のもとで推進すべきである。

また、国際希少野生動植物種に関しては、CITES(ワシントン条約)の附属書に記載された種のすべてを対象とし、例外を認めるべきではない。

### 関連条文

#### ○種の保存法

第4条 2項(定義等) 3項 4項

第5条 2項(緊急指定種)

#### ○種の保存法施行規則(譲渡し等の禁止の適用除外)

第5条 6項

次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条第1項若しくは水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第1項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕された個体若しくは漁業法第67条第1項の規定による指示に従って採捕された個体またはこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合

- イ ペラルディウス・アルヌクスイイ(ミナミツチクジラ)
- ロ ヒュペロオドントッククリクジラ属)全種
- ハ ネオフォカエナ・フォカエノイデス(スナメリ)
- ニ エスクリクティウス・ロブストゥス(異名エスクリクティウス・グラウクス。コククジラ)
- ホ バラエノプテラ・ムスクルス(シロナガスクジラ)
- ヘ メガブテラ・ノヴァエアングリアニ(ザトウクジラ)
- ト バラエナ・ミュスティケトゥス(ホッキョククジラ)
- チ エウバラエナ属(異名バラエナ属。セミクジラ属)全種
- リ カペレア・マルギナタ(コセミクジラ)
- ヌ 令別表第2の表2のうみがめ科またはおさがめ科に掲げる種

### 解説

四方を海に囲まれたわが国において、海の生物多様性は陸上の生物多様性とともに、わが国のかけがえのない風土と文化を形作ってきた重要な構成要素である。しかし、1971年に環境庁が出来たとき、海

生生物は資源として水産庁の管轄にとどまり、結果として海の生物多様性保全は資源的観点のみで行われてきた。そして、1993年に種の保存法が制定された時には、さらに同法に関する覚書(p.33参照)が環境庁、水産庁間で取り交わされ、海の生物は「種の保存法」からもはずされてしまった。

水産庁管轄の「漁業法」「水産資源保護法」の主目的は“漁業の発展と水産物の供給の安定”のための資源の保護と増殖である。保護のためのツールは捕獲規制と水産資源保護法の“保護水面の設定”であるが、保護水面の設定に関しては、広い海域を移動する海生哺乳類について適用されたケースはない。また、資源的に価値の少ない希少種に関しては、科学的調査も不十分であるため、生態が分かっていないものも多い。

現在、海生哺乳類の72%が何らかの形で保護を必要としている(p.32表参照)。しかし、国際希少野生動植物種とされ、漁業利用の直接的な対象ではない種についてさえ、捕獲はともかく譲渡の規制対象からはずされている(施行規則第5条)。

## ○ 国内希少野生動植物種指定による保護措置が必要な海生哺乳類

### 事例1：ジュゴン

ジュゴンは、海牛目に属し、日本に生息する個体群は、世界のジュゴンの分布の北限となっているが、現在、その生息数は、沖縄沿岸にわずか50頭以下といわれる。

1973年に「文化財保護法」の対象となり、捕獲が禁止されたにもかかわらず、生息海域における漁業規制などの保護措置はとられず、定置網による混獲や密漁による脅威を受けてきた。そして、現在は、沖縄における米軍の基地の代替地として、沖縄本島東海岸の主要な生息域が破壊されようとしている。2000年の国会審議において、「種の保存法」に関する覚書が表に出、ジュゴンを「種の保存法」の対象にするという当時の農水大臣の答弁があった。そして、2002年の「鳥獣保護法」改正時にジュゴンは5種のアザラシ、ニホンアシカとともに環境省に移管されたが、いまだに種指定は行われていない。

### 事例2：コククジラ太平洋西側(アジア)系統群

コククジラは、ヒゲクジラの中でも1属1種の特異なクジラである。沿岸の浅瀬で底生生物を採餌、子育てをするところから、初期の捕鯨による圧力を受け、大西洋個体群は絶滅、太平洋西側個体群は、ロシア、韓国と日本の捕鯨により数が激減、一時期は絶滅したとされてきた。しかし、70年代に入り、わずか100頭の群れの存在が確認された。しかし、このクジラの主要な餌場であるサハリン島北東部で石油・ガス開発が計画され、再びその存亡が危うくなっている。2004年、バンコクで行われた国際自然保護連合(IUCN)の世界自然保護会議において、このコククジラがもっとも絶滅の危機に瀕するヒゲクジラのひとつであることが確認され、周辺諸国における国家行動計画の策定が呼びかけられている。

ちなみに、ベーリング海からアメリカ西海岸の東側の個体群は、アメリカの保護回復計画の結果、絶滅を回避し、現在は絶滅危惧種の指定からもはずされている。日本政府はこの種を捕獲禁止にしているものの、それ以外の保護策はなく、1996年には密漁と思われる11本のモリのささった頭部が北海道に流れ着いた。

2005年5月、東京湾に迷い込んだ1歳のメスが、そして、7月に宮城県でメスの子を連れた母クジラが定置網にかかり、死亡した。ちなみに、2005年の第57回国際捕鯨委員会科学委員会の報告では、毎年1頭のメスを失い続ければ、2050年には絶滅する可能性があると指摘されている。



コククジラ：クジラ目コククジラ科  
絶滅危惧—太平洋西側(アジア)系個体群